

保険たより

- 必 読 -

一般病棟入院基本料算定病棟に長期入院している高齢の 脳卒中後遺症患者および認知症患者について

平成20年度診療報酬改定において、一般病棟が本来担うべき役割を明確にするため、一般病棟入院基本料を算定している病棟に90日を超えて入院している後期高齢者である患者（重度の意識障害、人工呼吸器装着等を実施

している状態等でない脳卒中後遺症患者および認知症患者）については、本年10月1日から特定患者として減額された後期高齢者特定入院基本料により算定されることとなりました。しかし、これらの患者が退院や転院を迫られた場合に、受け皿整備が十分でない現状等を鑑み、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム等の指摘を受け、中医協の了承を得た上で、下記のとおり留意事項の一部改正が通知されましたので、お知らせします。

10月度請求書（9月診療分）
提出期限
基金 10日(金)
午後5時まで
国保 10日(金)
午後5時まで
労災 14日(火)
午後5時まで
提出期限にかかわらず、
お早目にご提出ください。

記

1 改正の概要

平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者または 疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者であって、当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしているものについては、基本診療料の施設基準等の別表第四第十二号に該当するものとして、90日を超えても後期高齢者特定入院基本料の算定対象としないこと。なお、各保険医療機関においては、退院支援の状況について、「退院支援状況報告書」を地方社会保険事務局長に毎月届け出ること。

2 適用に当たったの留意事項について

- (1) 今回の改正によって後期高齢者特定入院基本料の算定対象とならない患者については、基本診療料の施設基準等の別表第二第十六号に該当するものであることから、平均在院日数の計算対象としない患者となること。
- (2) 退院支援状況報告書の届出時点では直ちに退院の見込みのない患者であっても、当該保険医療機関が退院や転院に向けた努力をしているものについては、後期高齢者特定入院基本料の算定対象としないものであること。

診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について（抜粋）

（平成20年3月5日保医発第0305001号）

第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料

(1) ~ (3) (略)

(4) 「注4」に規定する特定疾患とは、90日を超える期間、同一の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を含む。）の一般病棟に入院している患者であって、当該90日を経過する日の属する月（90日経過後にあってはその後の各月とする。以

下、下の表において単に「月」という。)に下の表の左欄に掲げる状態等にあつて、中欄の診療報酬点数に係る療養のいずれかについて、右欄に定める期間等において実施している患者(以下「基本料算定患者」という。)以外のものをいう。

なお、左欄に掲げる状態等にある患者が、退院、転棟又は死亡により右欄に定める実施の期間等を満たさない場合においては、当該月の前月に基本料算定患者であつた場合に限り、当該月においても同様に扱うこととする。

状態等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等(1参照)		左欄の状態にある期間
る。)		
12 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者(4参照)		

1～3 (略)

4 基本診療料の施設基準等別表第四第十二号に規定する「前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者」は、定められていない。基本診療料の施設基準等別表第四第一号から第十一号の各号に掲げる状態に該当しない脳卒中の後遺症の患者又は認知症の患者であつて、以下のいずれにも該当するものとする。なお、の届出は毎月行うものとし、当該診療月の翌月10日までに届け出るものとする。

平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者

当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしており、その状況について、別紙様式27により地方社会保険事務局長に届け出ているもの

(5)～(7) (略)

(別紙様式27)

**90日を超えて一般病棟に入院している脳卒中の後遺症又は
認知症患者に関する退院支援状況報告書**

社会保険事務局長 殿

平成 年 月

患者名		入院日	平成 年 月 日
病棟(病室)		退院日 (既に退院している 場合に記入)	平成 年 月 日
病名	脳卒中の後遺症 ・ 認知症		
日常的に行われている医療行為その他特記すべき病状等			
患者以外相談者	家族 ・ その他関係者()		
退院支援を行う者の氏名 (下記担当者以外の退院支援を行う病棟看護師・医師等がある場合に記入)			
退院に係る問題点、課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院可能であるが受け入れ先の施設がない ・ 受け入れ先が決定しているが待機中である(受け入れ先:) ・ 利用できる在宅サービスがなく退院することができない ・ 家族等だけでは療養や介護を担えないため退院することができない ・ その他() 		
退院へ向けた支援の概要			
予想される退院先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅 ・ 有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、グループホーム等の施設 ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設 ・ 療養病床等の長期療養型医療施設 ・ その他() 		
退院後に利用が予想される社会福祉サービス等			

(医療機関名)

(退院支援計画担当者)

印

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び 通院(対診)について」の一部改正

介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院(対診)について(平成12年3月31日老企第59号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

改正後	改正前
1 略	1 略
2 介護老人保健施設の入所者の対診	2 介護老人保健施設の入所者の対診
(1) 介護老人保健施設の入所者を保険医療機関等へ通院させる場合には、介護保険法第12条第3項に規定する被保険者証を携えて受診させること。	(1) 介護老人保健施設の入所者を保険医療機関等へ通院させる場合には、 <u>提供している介護保健施設サービスについて必要な事項が記載されている入所者の健康手帳及び介護保険法第12条第3項に規定する被保険者証を携えて受診させること。</u>
(2) 保険医療機関等においては、入所者の被保険者証等により、介護老人保健施設の入所者であることを確かめなければならない。	(2) 保険医療機関等においては、入所者の健康手帳等により、介護老人保健施設の入所者であることを確かめなければならない。
3 情報提供	3 情報提供
施設医師と保険医とが協力して入所者の診療に当たるためには、相互の情報提供が十分なされることが必要であることから、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年1月厚生省告示第14号)において次のように規定したものであること。	施設医師と保険医とが協力して入所者の診療に当たるためには、相互の情報提供が十分なされることが必要であることから、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)及び老人保健法の規定による医療及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年1月厚生省告示第14号)において次のように規定したものであること。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
4 診療報酬(診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号))上の措置	4 老人診療報酬(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号))上の措置
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
5, 6 略	5, 6 略
7 処方せんの取扱いについて	7 処方せんの取扱いについて
(1) 略	(1) 略
(2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、 <u>以下からに掲げる場合及び医科診療報酬点数表の第2章第2部第2節第1款の在宅療養指導管理料において算定することができる」とされている特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと。</u> <u>悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合(注射薬を除く)</u> <u>疼痛コントロールのための医療用麻薬を投与する場合</u>	(2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、 <u>悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対してエリスロポエチンを投与する場合及び医科点数表の第2章第2部第2節の在宅療養指導管理料において算定することができる」とされている特定保険材料及び当該指導管理料の各区分の注において加算として算定できる材料に係る費用はこの限りではないこと。</u>

抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る）を投与する場合

インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る）を投与する場合

人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン又はダルベゴエチンを投与する場合

血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体を投与する場合

自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤を投与する場合

平成 年 月

保険医療機関 殿

介護老人保健施設名称

所在地

電話番号 (FAX)

医師氏名 印

次の者は、施設の入所者であります。通院に係る病名及び病状等は次のとおりです。

入所者	氏名		男・女
	生年月日	明・大・昭 年 月 日生 (歳)	
	被保険者番号		

通院に係る病名及び病状等

(別表)

(算定できるものについては「 」, 算定できないものについては「×」)

項 目	小 項 目	併設保険 医療機関	その他
基本診療料	初診料 再診料 外来診療料	× × ×	
特掲診療料			
医学管理等	診療情報提供料() (注4に限る) その他のもの	× ×	×
在宅医療	往診料 在宅療養指導管理に用いる特定保険医療材料 在宅療養指導管理の加算として算定できる材料 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤料 その他のもの	× × × ×	
検査	厚生労働大臣が定めるもの その他のもの	× ×	× ×
画像診断			
投薬	厚生労働大臣が定めるもの その他のもの	× ×	×
注射	厚生労働大臣が定めるもの その他のもの	× ×	×
リハビリテーション	厚生労働大臣が定めるもの その他のもの	× ×	×
精神科専門療法 処置	厚生労働大臣が定めるもの その他のもの	× ×	× ×
手術	厚生労働大臣が定めるもの その他のもの	× ×	×
麻酔	厚生労働大臣が定めるもの その他のもの	× ×	×
放射線治療 病理診断			

(注) 厚生労働大臣が定めるものは、特掲診療料の施設基準等(平成20年3月5日厚生労働省告示第63号)第十六及び別表第十二により規定されているものである。

(注) 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設の入所者について、当該介護老人保健施設の併設保険医療機関においては、上記のほか緊急時施設治療管理料を算定することができる。

薬価基準の一部改正

9月1日から

平成20年9月1日付厚生労働省告示第437号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品等10品目が薬価基準の別表に第12部として収載されたものです。

また、同日付厚生労働省告示第438号で、旧名称の医薬品等10品目が薬価基準の別表第2に第7部として収載され、経過措置品目（使用期限：平成21年3月31日限り）となりました。

記

新たに収載されたもの（平成20年9月1日から適用）

＜ 内 用 薬 ＞

品 名	規格・単位	薬価 (円)
局 ゲンチアナ末「JG」	10 g	33.10
局 酸化マグネシウム「JG」	10 g	11.20
局 セネガシロップ「JG」	10mL	13.80
局 単シロップ (JG)	10mL	9.50
局 ブロムワレリル尿素「JG」	1 g	10.40

＜ 外 用 薬 ＞

品 名	規格・単位	薬価 (円)
局 グリセリン「JG」	10mL	12.40
局 グリセリンカリ液「JG」	10mL	13.00
局 親水軟膏 (JG)	10 g	25.20
局 チンク油「JG」	10 g	18.30
局 フェノール・亜鉛華リニメント「JG」	10 g	16.80

経過措置品目となったもの（平成21年3月31日限り）

＜ 内 用 薬 ＞

品 名	規格・単位
局 ゲンチアナ末「エビス」	10 g
局 酸化マグネシウム「エビス」	10 g
局 セネガシロップ「エビス」	10mL
局 単シロップ (エビス)	10mL
局 ブロムワレリル尿素「エビス」	1 g

< 外 用 薬 >

品 名	規格・単位
局 グリセリン「エビス」	10mL
局 グリセリンカリ液「エビス」	10mL
局 親水軟膏 (エビス)	10 g
局 チンク油「エビス」	10 g
局 フェノール・亜鉛華リニメント「エビス」	10 g

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔財務省共済組合大阪国税局支部〕

〔農林水産省共済組合近畿支部〕

記 号 番 号	28-1006374
氏 名	阿 部 寛
生 年 月 日	-
無 効 事 由	亡 失
無 効 年 月 日	平 20. 9. 4

記 号 番 号	0808-17101080
氏 名	小 倉 健一郎
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 20. 8. 31

被爆者健康手帳の無効通知について

次のとおり京都府健康福祉部長より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

受 給 者 番 号	0031047
氏 名	辻 本 末 好
生 年 月 日	
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 20. 8. 29